

令和 6 年 9 月 2 4 日 提 出

教 育 委 員 会 会 議 議 案

木更津市教育委員会

木更津市教育委員会会議日程

開 会 令和6年9月24日（火） 午後1時00分

1 開 会 宣 言

2 会議録署名人の指名 中島 緑 委員

3 前回会議録作成の報告 廣部 昌弘 教育長 ・ 豊田 雅之 委員

4 請 願

件 名		頁
請 願 第 1 号	住民に開かれた教科書の選定・採択を求める請願について	2

5 付 議 議 案

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 14 号	令和6年度教育功労者の表彰について	3
議 案 第 15 号	木更津市指定文化財の指定について	11

6 報 告 事 項

(1) 報告第17号 市議会の議決を要する事件の議案について
(令和6年度教育費9月補正予算案)について (16P)

7 そ の 他

8 閉 会 宣 言

木更津市 教育委員会教育長 様

「教科書と教育を考える千葉県民の会」 事務局長 川鍋光弘

住所

連絡先

住民に開かれた教科書の選定・採択を求める請願

【請願趣旨】

今年は中学校新学習指導要領になって4年が経過し、新たに教科書が編集され、3月末に文科省の検定結果が公表されました。これを受け、4年に一度の中学校教科書採択を迎えようとしています。

2024年3月29日付け文部科学省発出「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」によれば、「公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要」とされています。すなわち「開かれた採択」こそ疑念を生じさせない手立てです。通知は続けて、「静ひつな調査研究の環境の確保」として、「外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること」としていますが、決して密室での採択を促しているものではありません。なぜなら、「教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること」としているからです。横浜市や大阪市ではネット中継で誰でも見るできるようになっています。

地教行法第14条第7項「教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」を理由に会議を非公開とする教育委員会も県内では散見されます。しかし、非公開になり得るのは人事案件が例示されているのみで、これを無原則に拡大すべきではありません。既に千葉、船橋、市原、八千代、習志野、市川、浦安の7市で採択に係る教育委員会会議を公開している以上、理由にはなり得ません。「共同採択地区であること」を非公開理由にしている教育委員会もありますが、八千代、習志野の葛南東部採択地区、市川、浦安の葛南西部採択地区で公開しているのですからこれも理由にはなり得ません。文科省通知に則り、「傍聴に関するルール」が定まっていれば「静ひつな審議環境の確保」が可能となり、「開かれた採択」が実現するはずです。

また、無償措置法第15条「（略）義務教育諸学校において使用する教科用図書を選定したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を選定した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする」を受ける形で、2024年3月29日付け文部科学省発出「令和7年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」においては「教科書採択に関する情報の公表について」として「採択権者においては、より一層、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められる」「既に公表を行っている採択権者においても、保護者や地域住民等が容易にその情報を得ることができるよう、公表の時期・方法等について不断の改善を図ること」としています。重ねて「共同採択地区においては、採択地区協議会の事務局が公表する部分もあると考えられるが、その場合であっても、共同採択地区を構成する各教育委員会として、ホームページに当該公表情報へのリンクを貼る等、主体的に公表に取り組むこと」として、共同採択地区内のどの市町村住民であっても、容易に公表情報にアクセスできるよう促しているところです。

なお、無償措置法第13条第5項「前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を選定しなければならない」によれば、共同採択地区では採択地区協議会での選定が事実上、市町村教育委員会の採択を決定づけるものとなり、採択地区協議会の公開も同様に求められているところです。

【請願事項】

1. 教科書採択に係る教育委員会会議並びに採択地区協議会を公開で開催すること。
2. 採択後、採択結果、採択理由、並びに採択に関する各種資料情報等を遅滞なく公表すること。



議案第 14 号

令和 6 年度教育功労者の表彰について

令和 6 年度教育功労者の被表彰該当者について、木更津市教育委員会表彰規程（昭和 44 年木更津市教育委員会訓令第 3 号）第 3 条及び木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和 61 年木更津市教育委員会規則第 1 号）第 5 条第 9 号の規定により、候補者名簿を別紙のとおり提出し、議決を求める。

令和 6 年 9 月 24 日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

提案理由

木更津市における教育、学術又は文化の振興に関し、特に顕著であった個人又は団体を教育功労者として表彰しようとするものである。

令和6年度教育功労被表彰候補者名簿

氏 名	所属・職	勤務年数	功 績	備 考
根本 修身 (歳)	木更津市立 木更津第二 小学校 校 長	19年	校長として学校経営にあたり3年目になる。 この間、幅広くその手腕を発揮した。特に理科では、卓越した識見と指導力をもち、児童生徒の意欲を引き出す指導に尽力した。また、君津地方教育研究会理科部会の事務局として長年にわたり当地区の理科教育発展に寄与された功績は顕著である。さらに、君津地方教育研究会理科部会長を務め、理科教育の発展のみならず若手教職員の育成にも力を注がれた。 進路指導では、君津地方進路指導連絡協議会事務局長をつとめ、各高等学校と連携をとり、より多くの情報を共有し進路指導の中心として尽力された。また、木更津市教務主任会長として実りある会の運営や関係諸機関との連携を通して、組織運営や協働体制の維持・改善に貢献された。 以上、本市に寄与された功績は大である。	表彰規程 第2条 第1号 該当
福中 義宏 (歳)	木更津市立 祇園小学校 校 長	15年	校長として学校経営にあたり2校目になる。 この間、幅広くその手腕を発揮した。特に社会科では、長年にわたり君津地方教育研究会社会科部会に所属をし、自身の実践や長期研修生としての経験を活かして、卓越した識見と指導力をもち、社会科指導の向上と発展に尽力をした。 更に、校長として、学校教育目標の達成に向けてリーダーシップを発揮し、学校経営に励んだ。生徒指導や保護者対応時には、「迅速」を心がけ、職員に共同歩調の大切さを促し、丁寧な対応を指示しながら、保護者や地域に信頼される学校づくりを進めた。 現在は、君津地方教育研究会会長として君津地方全体の研究・研修の充実した推進にも尽力をされている。 以上、本市に寄与された功績は大である。	表彰規程 第2条 第1号 該当

北岡 由佳 (歳)	木更津市立 真舟小学校 校 長	16年	同人は、昭和62年木更津市立木更津第二小学校に補された。教諭として常に使命感を持ち職務を遂行し、児童や保護者の信頼を集めた。 千葉県教育庁南房総教育事務所・充て指導主事として特別支援教育の振興に尽力した。木更津市立請西小学校教頭、平成31年木更津市立真舟小学校副校長として、保護者・地域と積極的にコミュニケーションを図り、子供たちへ支援を行う等、その手腕を発揮し、信頼される学校づくりに尽力している。令和2年木更津市立祇園小学校校長、令和4年木更津市立真舟小学校校長として、学校経営に実績を上げるとともに、令和5年・6年には君津地方校長会会長を務め、本市及び君津地方の教育の向上・発展に指導力を発揮した。 以上、本市教育の進展に寄与された功績は大である。	表彰規程 第2条 第1号 該 当
今井 克彦 (歳)	木更津市立 木更津第一 中学校 校 長	22年	校長として学校経営にあたり2校目になる。 時代を読み、社会の流れにふさわしい学校改革を積極的に展開し、成果を上げた。生徒指導の機能を生かした学校運営を軸に、職員に指導・助言を行い、感動ある学校づくりにその手腕を発揮した。保護者・地域にも目を向け、地域社会の期待に応えながら、開かれた学校づくりに尽力した。 本市教育委員会学校教育課課長在任中は、市教育施策を推進しつつ、教育現場の環境改善、学びの質の向上、職員の働き方改革など、多方面で功績を残した。新型コロナウイルスが全世界で猛威を振るう中、市として方針を定めることに鋭意邁進し、教育活動の再開・継続に多大なる力を発揮した。市校長会会長も歴任し、卓越した識見と指導力で木更津教育の充実発展に大いに力を注いだ。 以上、本市の教育推進に寄与した功績は大である。	表彰規程 第2条 第1号 該 当

眞戸原 美津子 (歳)	木更津市立 木更津第一 小学校 教 諭	20年	君津市立八重原小学校教諭を振り出しに、主に特別支援学級担任として、特別支援教育を支える学校の中核となりその指導力を発揮した。 本校では、特別な教育課程の編成方法や、個別の教育支援計画・指導計画の作成方法、保護者支援の方法について、その専門性を活かして若手教員への指導助言を行うなど、特別支援教育の充実に大きく貢献した。 また、木更津市就学支援委員会の専門調査員を務め、児童生徒の適切な就学支援に関し、専門的な調査研究を行うとともに、就学後の一貫した支援について検討を行うなど、木更津市の就学支援に大きく貢献した。 以上、本市の教育推進に寄与した功績は、誠に大である。	表彰規程 第 2 条 第 1 号 該 当
田中 美幸 (歳)	木更津市立 請西小学校 教 諭	24年	同人は、平成2年4月、木更津市立木更津第一小学校教諭を命じられ、教職員としての第一歩を踏み出した。 平成13年、君津市立北子安小学校在籍時に、生活科主任として県生活科・総合研究大会において授業公開・提案をおこなった。また、平成21年から2年間、高柳小学校研究主任として国語科の研究を積極的に進め、職員の指導力向上に寄与した。学年主任の経験も豊富で、また、低学年から高学年まで指導できる幅の広さがあり、職員はもとより、児童や保護者から厚い信頼を得ている。 以上、本市の教育推進に寄与した功績は大である。	表彰規程 第 2 条 第 1 号 該 当

竹内 真理 (歳)	木更津市立 真舟小学校 教諭	24年	同人は、外国語学習の指導において優れた指導力を発揮しており、児童の学習意欲や学力の向上、学び方や態度の育成に成果をあげている。その実績が認められ、千葉県教育委員会から、令和5年度から令和7年度における、外国語科の「授業づくりコーディネーター」に認定されている。 どの学校でも教育に対する使命感と児童に対する愛情を持って教育実践に当たり、学級・学年経営や若手教職員に対する指導助言において成果をあげている。本校では、専科教員として4年生から6年生合計15学級の外国語授業を担当している。外国語授業だけでなく生徒指導面における児童との関わりや清掃・挨拶指導を積極的に行い、ベテラン教員として他の職員のモデルとなっている。 以上、本市の教育に寄与した功績は大である。	表彰規程 第2条 第1号 該当
市原 靖子 (歳)	木更津市立 木更津第二 中学校 教諭	21年	39年間に渡り管内中学校において学級担任・教科主任・学年主任等を歴任した。 特に音楽指導に力を注ぎ、授業はもちろん、吹奏楽部の指導者として活躍し、各種コンクール等において数多くの賞を受賞するなど君津地方の音楽教育の充実・発展に大きく貢献した。 また、音楽を通じた情操教育にも力を入れ、音楽を聴くこと・楽器を演奏することで、生徒の感受性・規律・忍耐力等を育んだ。 温厚かつ柔軟な性行から、生徒の実態に見合った生徒指導・進路指導等ができ、生徒・保護者からの信頼も厚い。 以上、本市の教育推進に寄与した功績は大である。	表彰規程 第2条 第1号 該当

江田 由香利 (歳)	木更津市立 太田中学校 教諭	21年	長年にわたり数学科教諭として、わかる授業の充実に尽力した。 この間、教科指導において生徒のつまずきや苦手意識を払拭するために、個別対応の手立てを考え実践するなど、数学科の授業の構築に努力した。 また、校務分掌である給食指導では、給食の配膳から食事、片付けまで衛生的な環境で行われるようにと、配膳台の衛生管理にも細心の注意をし、生徒や職員に啓発指導するなど、給食指導の充実と食育活動への貢献は顕著である。 以上、本市の教育推進に寄与した功績は大きい。	表彰規程 第2条 第1号 該当
伊東 朱美 (歳)	木更津市立 木更津第一 小学校 事務長	30年 11か月	木更津市立八幡台小学校主事を振り出しに、木更津市立木更津第一小学校に至る各校で、41年11か月にわたり、学校事務職員として事務をつかさどり、適時適切に判断し、処理を行った。 本校では、事務長として学校教育目標の実現のために学校全体の取組に積極的に参画した。令和2年度から5年度まで「木更津市学校事務の共同実施」においてグループ共同実施主任として、グループ内の連絡調整並びに他校の学校事務職員への指導、助言を的確に行い、グループ内の共同実施の推進役となり中心的な役割を担った。 令和6年度は、君津地方学校事務研究協議会において会長を務め、君津地区の学校事務職員の専門性を追求し、ライフステージに応じた力量形成や資質向上を図るための研究を推進した。 以上、本市の教育推進に寄与した功績は、誠に大である。	表彰規程 第2条 第1号 該当

西原 和子 (歳)	木更津市立 木更津第二 中学校 事務長	22年	昭和60年に千葉県千葉市公立学校事務職員として採用され、通算40年に渡り学校事務に従事してきた。現在では、事務長及び学校事務の共同実施総括主任として総務・財務・人事労務の専門性を生かし、自校のみならず他校の事務職員を献身的に支えている。 また、教職員・生徒・保護者が常に過ごしやすい学校環境を整えるという視点で業務を遂行しているため、教職員・地域からの信頼も厚い。変化の激しい新しい時代にあっても試行錯誤しながら問題・課題を発見・解決し学校事務の新たな価値を創造しようとする姿勢がある。 以上、本市の教育推進に寄与した功績は大である。	表彰規程 第2条 第1号 該当
渡邊 由美子 (歳)	心の相談員	25年 6か月	木更津市中心の相談員として、長年にわたり児童生徒や保護者の相談支援に尽力した。児童生徒の悩みごとや困りごとを丁寧に聞き取り、不安な気持ちに寄り添いながら、ストレス緩和や安心して過ごせる居場所の提供など、教育相談体制の充実に重要な役割を果たした。 家庭の問題で悩みを抱えている児童生徒には、気持ちの安定を図れるよう継続的に関わりを持ち続けた。また、不登校になっている児童とその保護者には、登校できたことを認め、励まし続けた。粘り強くきめ細やかな支援を通じて、児童生徒や保護者から厚い信頼を得ている。 また、校内教育支援教室を利用している児童生徒への声かけや、給食の時間に教室訪問をするなど、積極的に多くの児童生徒と関わり、児童の見守りと児童理解に努めた。 以上、本市教育に大きく貢献した功績は、誠に大である。	表彰規程 第2条 第3号 該当

西村 堯 (歳)		16年	平成19年7月から16年以上、まなび支援センターホームページ上において「今月の一冊」として毎月一冊の本を紹介する記事を執筆した。令和6年2月に紹介した本が200冊に達し、執筆を終了した。 紹介した本は、教育書のみならず、幅広い分野にわたり、選定にあたっては、新聞や雑誌の読書欄や広告などを注視し、本屋に足を運ぶなど、日ごろから力を注がれた。 16年以上、200ヶ月に及ぶ本活動は、市民の読書意欲の高揚と本市教職員の資質向上に寄与し、その功績は誠に大である。	表彰規程 第2条 第3号 該当
上田 和子 (歳)	元木更津市 教育相談 教室カウンセラー	16年	平成9年の木更津市夏季教職員研修講師を皮切りに、市教育支援教室では、18年間スーパーバイザーとして月に1回通級生に対する助言や指導、17年間親の会のコーディネーターとして、年に3回不登校に悩む親の会を開催した。不登校に悩む多くの児童生徒や保護者に寄り添い、的確で暖かな助言を行った。 また市教育相談教室においては、カウンセラーとして、16年間にわたり様々な悩みに対するカウンセリングを行い、学校や保護者からの信頼も厚かった。 以上、本市教育に大きく貢献した功績は、誠に大である。	表彰規程 第2条 第3号 該当

議案第 15 号

木更津市指定文化財の指定について

次の文化財を木更津市指定文化財に指定することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和 61 年木更津市教育委員会規則第 1 号）第 5 条第 16 号の規定により、議決を求める。

令和 6 年 9 月 24 日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

名 称	マミヤク遺跡出土子持勾玉
員 数	1 点
種 別	有形文化財（考古資料）
所 有 者	木更津市富士見一丁目 2 番 1 号 木更津市
所 在 地	木更津市太田二丁目 16-2 木更津市郷土博物館金のすず

提案理由

令和 6 年 7 月 29 日付で木更津市文化財保護審議会から答申があったので、木更津市文化財保護条例（昭和 51 年木更津市条例第 30 号）第 4 条第 1 項の規定により、木更津市指定文化財に指定しようとするものである。



令和6年7月29日

木更津市教育委員会 様

木更津市文化財保護審議会
会 長 古 泉 忠



木更津市指定文化財の指定について（答申）

令和6年7月29日付け木教文第233号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

木更津市指定文化財として適当であると認めます。

名 称	マミヤク遺跡出土子持勾玉
員 数	1点
種 別	有形文化財（考古資料）
所 有 者	木更津市富士見一丁目2番1号 木更津市
所 在 地	木更津市太田二丁目16-2 木更津市郷土博物館金のすず



木更津市指定文化財の新指定に係る候補資料の概要

マミヤク遺跡跡出土子持勾玉

- 1 資料名 子持勾玉
- 2 員 数 1 点
- 3 種 別 有形文化財（考古資料）
- 4 所在地 木更津市太田二丁目 1 6-2 木更津市郷土博物館金のすず
- 5 所有者 木更津市
- 6 製作年 5 世紀
- 7 法 量 高さ 9.3cm、幅 3.5cm、厚 3.8cm、重さ 269.6 g
- 8 石 材 滑石
- 9 経 緯
 - 昭和 60 年 10 月 小浜地区土地整理事業に伴い、財団法人君津郡市文化財センターにより実施された発掘調査で出土。
 - 平成元年 3 月 財団法人君津郡市文化財センターより調査報告書刊行。
 - 令和 5 年 7 月 第 1 回文化財保護審議会 新指定候補として選定。
 - 8 月 千葉県立中央博物館 高橋直樹氏による石材鑑定
 - 12 月 第 2 回文化財保護審議会 木更津市指定文化財の指定に係る資料概要報告（笹生委員）。

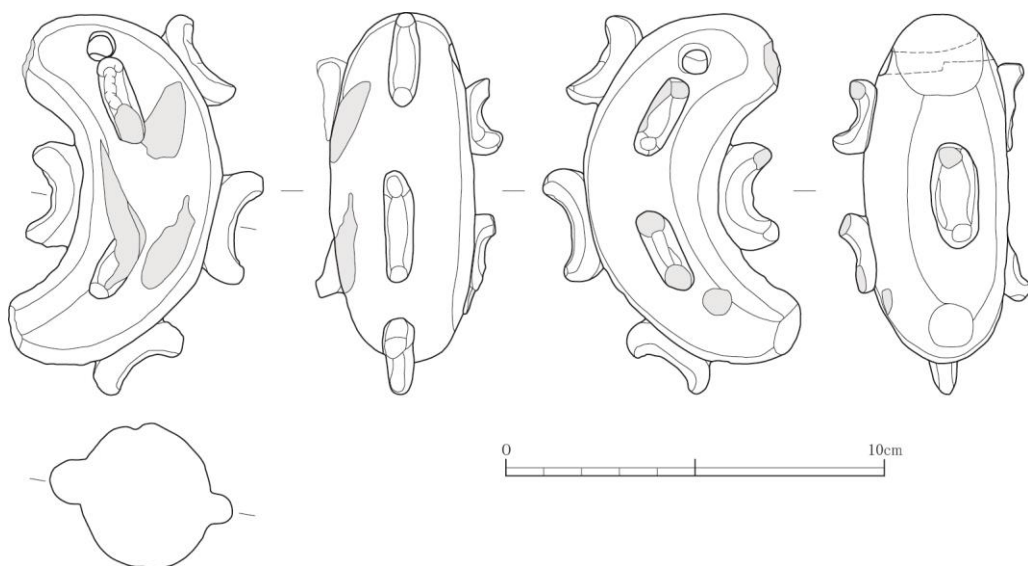
10 市指定文化財としての適否

本資料は、発掘調査により出土した良好な資料であり、表面には調査時に生じた破損が認められるものの、欠失部分の無い良好な遺存状態である。さらに、集落内の 1 号・2 号祭祀遺構との関連が想定できる、極めて貴重な事例であり、古墳時代中期の祭祀の実態を知るうえで、本資料は重要な意味を持つ。

以上により本資料は、木更津市域はもとより、房総さらに日本列島全域の古墳時代中期の歴史を語る上で欠くことができない資料であり、木更津市指定文化財（有形文化財・考古資料）として指定することが適切であると判断される。

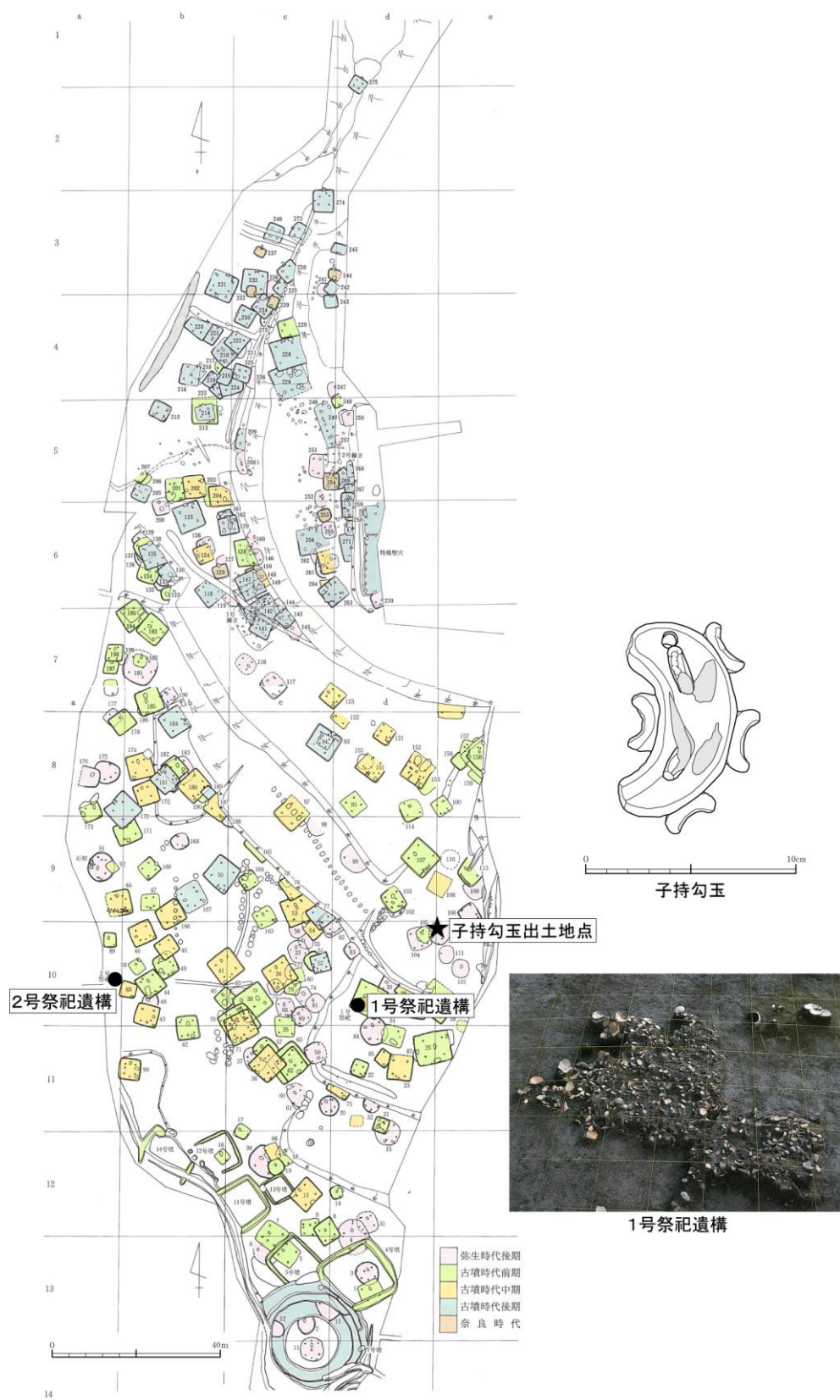


マミヤク遺跡出土の子持勾玉



子持勾玉実測図

マミヤク遺跡子持勾玉出土地点



報告第 17 号

臨時代理の報告について

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和 61 年木更津市教育委員会規則第 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時代理をし処理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 24 日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

教育委員会の議決事項の臨時代理

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和 6 1 年木更津市教育委員会規則第 1 号）第 6 条第 1 項の規定により会議を招集する暇がないと認めるので、次のとおり臨時代理し処理する。

令和 6 年 8 月 1 9 日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

臨時代理第 1 3 号

市議会の議決を要する事件の議案（令和 6 年度教育費 9 月補正予算案）について

別紙のとおり

木教総第 7 5 7 号
令和 6 年 8 月 1 9 日

木更津市長 渡 辺 芳 邦 様

木更津市教育委員会
教育長 廣 部 昌 弘
(公印省略)

令和 6 年 9 月市議会定例会に附議する教育委員会に係る予算議案の
意見聴取について (回答)

令和 6 年 8 月 1 6 日付け木財第 6 4 8 号で意見を求められました表記の件につきまして、
意見はありません。

担当
教育部教育総務課
北見 (内 8903)

木 財 第 6 4 8 号
令和 6 年 8 月 1 6 日

木更津市教育委員会教育長 様

木更津市長 渡辺 芳邦
(公印省略)

令和 6 年 9 月市議会定例会に附議する教育委員会に係る予算議案の
意見聴取について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年
法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、別添のとおり予算に関する説明書案
を送付します。

【問合せ先】

担当：財務部財政課 渡部
内線：8 3 0 6



教育委員会【歳入】

(単位：千円)

款	項	目	当初 予算額 (A)	予算現額 (B)	補正要求額 (C)	補正要求後 の額 (B+C)
50 分担金及び負担金	5 負担金	15 教育費負担金	4,543	4,543		4,543
55 使用料及び手数料	5 使用料	30 教育使用料	13,812	13,812		13,812
60 国庫支出金	5 国庫負担金	15 教育費国庫負担金	0	0		0
	10 国庫補助金	35 教育費国庫補助金	111,861	116,021		116,021
65 県支出金	5 県負担金	25 教育費県負担金	0	0		0
	10 県補助金	40 教育費県補助金	42,304	42,304		42,304
	15 県委託金	35 教育費県委託金	0	0		0
		40 事務処理の特例にかかる県委託金	64	64		64
70 財産収入	5 財産運用収入	10 利子及び配当金	2	2		2
75 寄附金	5 寄附金	30 教育費寄附金	500	530	200	730
80 繰入金	5 基金繰入金	35 生涯学習基金繰入金	150	150		150
		45 学校教育施設整備基金繰入金	0	0		0
		80 きさらづオーガニック給食基金繰入金	3,477	3,477		3,477
90 諸収入	10 市預金利子	5 市預金利子	0	0		0
	30 雑入	8 給食事業収入	546,611	546,611		546,611
		15 雑入	5,401	5,401		5,401
95 市債	5 市債	40 教育債	0	0		0
計			728,725	732,915	200	733,115

教育委員会【歳出】

(単位：千円)

款 項 目	当初 予算額 (A)	予算現額 (B)	補正要求額 (C)	補正要求後 の額 (B+C)
50 教育費	3,578,228	3,578,258	36,536	3,614,794
5 教育総務費	23,921	23,921		23,921
5 教育委員会費	1,875	1,875		1,875
10 事務局費	11,162	11,162		11,162
17 まなび支援センター費	10,884	10,884		10,884
10 小学校費	677,548	677,578		677,578
5 学校管理費	508,200	508,200		508,200
10 教育振興費	168,744	168,774		168,774
15 学校建設費	604	604		604
15 中学校費	946,652	946,652	26,936	973,588
5 学校管理費	751,917	751,917	26,936	778,853
10 教育振興費	156,440	156,440		156,440
15 学校建設費	38,295	38,295		38,295
20 幼稚園費	0	0		0
5 教育振興費	0	0		0
25 社会教育費	397,204	397,204	9,600	406,804
5 社会教育総務費	39,665	39,665		39,665
10 青少年育成費	8,391	8,391		8,391
15 公民館費	199,068	199,068	9,500	208,568
20 図書館費	43,824	43,824	100	43,924
25 少年自然の家費	14,178	14,178		14,178
27 博物館費	84,870	84,870		84,870
30 生涯学習まちづくり推進事業費	7,208	7,208		7,208
30 保健体育費	1,532,903	1,532,903		1,532,903
20 学校給食費	1,532,903	1,532,903		1,532,903

※ 人件費を除く

75款 寄附金 80款 繰入金 90款 諸収入 95款 市債

(単位 : 千円)

款 項 目			補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
- 22 -	5	総務費寄附金	351,000	556	351,556	5 総務管理費寄附金	300	1. 企業版ふるさと納税寄附金
						15 企画費寄附金	172	1. みなとまち木更津寄附金
						25 スポーツ振興費寄附金	84	1. スポーツ振興費寄附金
		10 民生費寄附金	0	1,000	1,000	20 災害救助費寄附金	1,000	1. 企業版ふるさと納税寄附金
						18 商工費寄附金	7	13,000
		30 教育費寄附金	530	200	730			
	30 保健体育費寄附金					100	1. 企業版ふるさと納税寄附金	
	80 繰入金			2,437,205	19,213	2,456,418		
5	基金繰入金		2,306,041	19,213	2,325,254			
	5 財政調整基金繰入金		2,118,430	19,213	2,137,643	5 財政調整基金繰入金	19,213	
90 諸収入			1,357,587	153,231	1,510,818			
30	雑入		944,238	153,231	1,097,469			
	15 雑入		387,062	153,231	540,293	10 雑入	153,231	1. 新型コロナウイルス定期接種事業費助成金 2. デジタル基盤改革支援補助金
95 市債			2,083,500	△ 80,000	2,003,500			
5	市債		2,083,500	△ 80,000	2,003,500			
	35 消防債		194,400	△ 80,000	114,400	5 消防施設債	△ 80,000	1. 消防施設整備事業債

(単位 : 千円)

50款 教育費

款 項 目	補正前の 予算額	補正予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
50 教育費	4,937,764	36,536	4,974,300			200	36,336			
15 中学校費	1,015,295	26,936	1,042,231				26,936			
5 学校管理費	815,638	26,936	842,574				26,936	12 委託料	26,936	1. 学校施設改修事業費 （1）中学校施設老朽化等改修事業費 26,936
25 社会教育費	922,731	9,600	932,331			100	9,500			
15 公民館費	480,553	9,500	490,053				9,500	12 委託料	9,500	1. 公民館施設整備費
20 図書館費	133,759	100	133,859			100	0	17 備品購入費	100	1. 図書購入費
30 保健体育費	1,657,445	0	1,657,445			100	△100			
20 学校給食費	1,657,445	0	1,657,445			100	△100			1. 学校給食を活用した有機米供給促進事業費